

25 健長介第 210 号
平成 25 年（2013 年）6 月 28 日

市町村高齢者施設整備担当部（課）長 様

長野県健康福祉部長

地域密着型特別養護老人ホームの整備に係る事前協議について（依頼）

地域密着型特別養護老人ホームの整備については、市町村において公募等により事業者を選定し、整備基準及び指定基準等法令上の要件について確認の上、介護保険法に基づく事業所指定をしていただいているところですが、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの認可及び指定短期入所生活介護事業所を併設する場合の介護保険法に基づく事業所指定については引き続き県が行い、設備基準も異なることから、実施設計後に協議をいただいた場合に、設計の変更をお願いする事例が生じています。

これまでも、平成 24 年（2012 年）8 月 27 日付け 24 健長介号外「地域密着型特別養護老人ホームの整備に係る留意事項について」（別添写）のとおり依頼しているところですが、趣旨をご理解のうえ地域密着型特別養護老人ホームを整備する場合、下記によりあらかじめ介護支援室に協議していただきますようお願いいたします。

記

1 事前協議の時期

市町村と事業者との打ち合わせが概ね整った時点で、遅くとも実施設計（詳細設計）に入る前に協議を行うこと。

2 提出書類

施設平面図 1 部

3 留意事項

- （1）整備する施設がユニット型か従来型かを明記すること。
- （2）短期入所施設を併設する場合、その位置が分かるようにすること。
- （3）審査には 1 週間程度の時間を要するので、余裕をもって行うこと。

(別添写)

24 健長介号外
平成 24 年 (2012 年) 8 月 27 日

市町村老人福祉施設整備担当課長 様

長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室長

地域密着型特別養護老人ホームの整備に係る留意事項について

地域密着型特別養護老人ホームの整備にあたっては、市町村において公募等により事業者を選定し、設計段階の打ち合わせ等で整備基準等法令上の要件を充たしているか確認いただいていることと存じますが、特にユニット型については、基準に適合するとともにユニットケアの理念を正しく理解し、実現できる施設整備が求められるところです。

つきましては、下記につきご留意いただき（ユニット型・従来型共通）、適切な施設整備を行っていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの認可は、引き続き県が認可を行うこととなりますので、市町村と事業者との打ち合わせが概ね整った段階で施設平面図 1 部を介護支援室施設係あて送付願います。
- 2 市町村と事業者との打ち合わせの段階で疑義が生じた場合など、適宜相談に応じますので、必要に応じて介護支援室施設係までご相談ください。